



目次

荒川南部地区のひまわり畑と烏山線 ACCUM(令和元年8月7日撮影)

- ○土地改良法改正に対応した取組
- ○県営土地改良事業の換地業務に係る感謝状贈呈式
- ○台風19号により被災した農業者等への支援
- ○農業用ため池の適切な管理
- ○土地改良施設の安全管理
- ○本紙アンケートの調査結果

2020/1

Vol. 15

土地改良法の改正に関する巡回相談を実施しました。

平成 31(2019) 年4月1日に施行された改正土地改良法に円滑に対応するため、 土地改良区及び土地改良区連合を訪問し、制定や改正等が必要となる定款等諸規程の内 容や改正時期などについて確認、相談を行いました。

あわせて、県土地改良事業団体連合会、市町と連携し、土地改良施設台帳の整備状況 等を確認した上で、資産評価への対応方針を検討し、作業を開始しました。(来年度資産 評価実施予定土地改良区については準備を依頼しました。)

なお、別途、複式簿記会計に関する巡回指導を県土連が主体となって実施していると ころです。



法改正の内容とともに、定款等諸規程の見直し箇所 土地改良施設台帳や維持管理計画書など資料の確 や時期について説明、意見交換。



認とともに、資産評価作業の打ち合わせ。

▶土地改良区等からのご意見

【総代会】

• 改正後、初めて土地改良区管理で総代選挙を実施したところ、経費負担が減り、事務負担も これまでと変わらなかったので良かった。

【員外監事】

- 員外監事の人選が課題。今後、他の土地改良区の導入事例も参考にして、対応していきたい。 【准組合員·施設管理准組合員制度】
 - 現状では導入の必要は無いが、今後、状況が変われば導入を検討したい。
 - 農業生産法人に准組合員となってもらい、賦課金を負担していただく予定である。
 - 耕作者を組合員としているが、所有者にも土地改良区の運営に関わってもらいたいので、導 入を検討したい。
 - すでに多面的機能支払組織との連携や協力はできているので導入は考えていない。

【複式簿記】

- 監事も複式簿記の知識が必要である。監事に対する研修もお願いしたい。
- 貸借対照表を作っても見方が分からず、組合員にとっても分かりづらくなるのではないか。
- 事務局職員のいない土地改良区(連合)は対応が困難だと思う。

【利水調整規程】

施設の管理は土地改良区が行っているが、水の管理は水利組合が行っているので、配水計画 を定めるにあたっては、水利組合との協議が必要である。

◆今後の対応

・土地改良区及び土地改良区連合の役職員の皆様、お忙しい中、巡回相談にご協力いただき、感謝申し上げます。

県では、引き続き、法改正に係る対応について県土連や市町と連携し、支援して参りますので、ご不明な点などありましたら、ご相談ください。

・複式簿記については、事務局職員のいない小規模な土地改良区では、対応が難しい状況 もありますが、会計が小規模であれば、期末一括処理により貸借対照表を作成する手法も あります。今後も、研修会の開催や、県土連が行う複式簿記会計に係る巡回指導等により、 各土地改良区の状況に合わせた支援をして参ります。

貸借対照表のイメージ

貸借対照表とは、期末における資産・負債・正味財産の状態を一覧表にまとめた財政状態を表す書類です。これにより、土地改良区の資産(施設の現在価値、積立金など)の状況が一目で分かるようになります。

貸借対照表(例) 令和2年3月31日現在 (単位:円)

<u> </u>	D((1/3/	2年3月31日現止	(手位・コン
I 資産の部 1 流動資産	II 負債の部 1 流動負債	こちらに表示	
現金及び預金	885,000	未払金	4,000
未収賦課金	5,000	預り金	3,000
前払金	10,000	19 2 300	0,000
HIJIA	10,000	2. 田中名唐	
		2 固定負債	
2 固定資産		公庫資金等長期借入金	1,850,000
(1) 基本資産		職員退職給付引当金	600,000
山林、宅地及びその従物	1,000,000		
(事務所用地等)		負債合計	2,457,000
(2) 特定資産	施設の現在価値	Ⅲ 正味財産の部	
所有土地改良施設	4,000,000 注1	1 指定正味財産	5,000,000
積立金 土地改良施設用地等	300,000		
はここ(財政調整積立資産	500,000	2 一般正味財産	1,543,000
, 職員很職給付引当積立資	·	2 /32.210(3).2	1,0 10,000
に衣亦 🥒 .	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	正味財産合計	6542000
施設更新積立資産	200,000 / <u>注2</u>		6,543,000
	・(減価償却累計額を基礎と		
(3) その他固定資産	して積立を行います。)	工吐出去一次去	乒 唐
建物	900,000	正味財産二資産一	- 貝價
車両運搬具	500,000		
器具備品	100,000		
	, 3		
資産合計	9,000,000	負債及び正味財産合計	9,000,000

(財務諸表に対する注記)

١.							
	科 目	取得価額	減価償却累計額		当期期末残高		(当期減価償却費)
	所有土地改良施設	5,000,000	1,000,000		注1	4,000,000	100,000
	(内訳)						
	土地改良区	1,000,000	注2	200,000		800,000	20,000
	玉	2,500,000	ί	500,000		2,000,000	50,000
	県	1,500,000	(300,000		1,200,000	30,000

(参考) 施設の取得価額 5,000,000円 耐用年数50年 経過年数10年

「令和元(2019)年度 県営土地改良事業の換地業務に係る知事感謝状贈呈式

令和元(2019)年11月13日、栃木県公館において、県営土地改良事業の換地業務に積 極的に取り組み、平成30(2018)年度に換地処分を完了した次の土地改良区に対し、知事 感謝状を贈呈しました。

- 益子町土地改良区 益子西部地区委員会(益子西部地区)
- 日光市土地改良区 大室地区圃場整備事業推進委員会(大室地区)

感謝状を受けた土地改良区を代表して益子町土地改良区 益子西部地区委員会の三村敏夫委員 長が、「今後は、県営土地改良事業で生まれ変わったこの農地を次世代に喜んでつないでいけるよ う、活性化していくことが私たちの使命と考えております。」と述べられました。



感謝状贈呈の様子



益子町土地改良区 益子西部地区委員会 三村敏夫委員長

台風19号により被災した農業者等への支援について

県では、令和元年台風19号により被害を受けた スマートフォンをお持ちの方はこちらの 農業者等への支援を実施しています。

台風 19号 栃木県 農業者



QRコードを読み取り

県のホームページに

アクセスできます。



台風19号で被害を受けた農業者、土地改良区等の皆さまを対象に、日本政策金融公庫が取り 扱う資金が、公益財団法人農林水産長期金融協会の利子分助成により、融資当初から5年間は 実質無利子となりました。

- ●対象者: 令和元年 10 月 11 日から 14 日までの豪雨により被害を受けた農業者等で、市町長か ら被害の証明を受けた方
- ●対象資金
- ·農林漁業施設資金
- ·農業基盤整備資金
- ・農林漁業セーフティネット資金
- ・農業経営基盤強化資金(スーパーL 資金)
- ·経営体育成強化資金

農業基盤整備資金は、土地改 良区で管理する施設の復旧に も利用できます。

ため池管理者の皆様へ(適切な管理等のお願い)

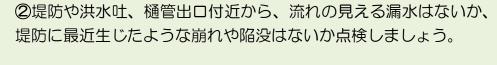
今回の台風による豪雨など、近年、集中豪雨の発生が増加し、ため池が決壊するなどの 災害が発生しています。決壊は農地や土地改良施設のみならず、下流の家屋などに甚大な 被害をもたらす可能性があります。

災害から自らの地域を守るためには、日頃の点検や備えが大切です。豪雨が予想される 場合は、点検等の取り組みをお願いします。

1. ため池点検等について



①洪水吐に倒木などが詰まっている場合や、詰まりそうな倒木など があれば、取り除きましょう。





③豪雨が予想される場合には、関係者と調整の上、営農に支障の無い範囲で、事前にため池の水位を下げる取り組みをしましょう。

(洪水の堤防越流や異常な水位上昇による漏水発生などによる決壊リスク、ため 池下流水路があふれることによる農地や家屋などの浸水リスクを低減する効果が あります。)

※防災重点ため池は、大雨特別警報時に緊急点検を行い、関係機関に点検結果の報告が必要です。点検の際は、自身の安全確保に最大限の注意を払い、点検を行うことが危険と判断される場合には、警報解除後に、自身の安全を確保した上で、実施してください。

2. 防災重点ため池とハザードマップについて

県内には527か所の農業用ため池があり、そのうち225か所はため池が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在することから「防災重点ため池」に選定されています。

市町では防災重点ため池を対象に、万が一の決壊に備えて、被害想定区域や避難場所等を表示した「ハザードマップ」の作成が進められています。

作成されたハザードマップは、防災訓練等に活用して 地域住民の自主防災意識の向上を図ったり、ため池の防 災対策に役立てる等、災害時の被害軽減のためにも重要 なものですので、農業者はもとより、地域住民への周知 にご協力をお願いいたします。





土地改良施設の安全管理について

農村地域の混住化、都市化の進展により、農業用用排水路やため池等の土地改良施設への転落事故等の危険性が増大しており、土地改良施設の管理に当たっては安全性の確保が一層求められているところです。

1 施設の点検・管理

- 住民の利用状況を踏まえ、危険箇所の有無を確認しましょう。
- 作業に際しては、作業従事者の安全管理に万全の対策を講じましょう。

2 安全施設等の整備

- 事故等の発生が懸念される場所については、安全施設(転落防止柵、水路蓋等)や注意看板を設置するなど、事故の未然防止に努めましょう。
- 安全施設の設置については、県単独農業農村整備事業や土地改良施設維持管理適正化事業等の補助事業もありますので、詳しくは農業振興事務所または県土連にお問い合わせください。

3 事故防止に関する普及・啓発

• 関係機関と連携し、特に高齢者や子供の特性を考慮した広報、例えば大型連休や夏休みに、子供が不用意に水路やため池に近づかないよう注意喚起するなどの取り組みを進めていきましょう。

4 連絡体制整備等

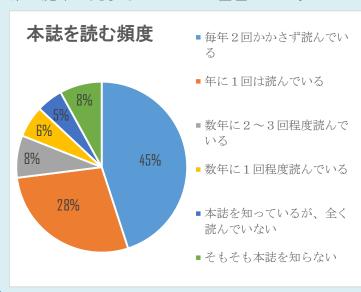
• 土地改良区内部や関係機関との緊急時の連絡体制を整備しておきましょう。また、万が一事故が 起きた場合に備え、土地改良施設賠償責任保険等に加入することも検討しましょう。

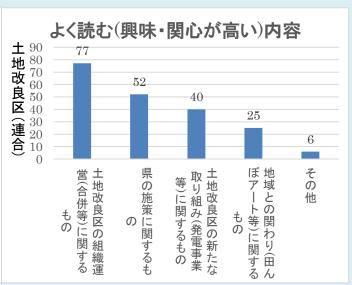
本誌に関するアンケート調査を行いました。(平成30年9月)

[回答:120 土地改良区(連合)、複数回答可]

本誌を読む頻度については、毎年2回かかさずと答えた土地改良区が半数近くとなり、本誌に興味を持っていただいている土地改良区が多いことが分かりました。

また、よく読む内容については、土地改良区の組織運営(合併等)に関するものが多く、次いで、 県の施策に関するものという回答でした。





土地改良区の皆様、アンケートへのご協力ありがとうございました。紙面をお借りして、感謝申し上げます。 今回の結果を踏まえて、今後も土地改良区の皆様に有意義な情報をお届けして参りますので、ご感想やご意見 等がありましたら、下記までお寄せください。